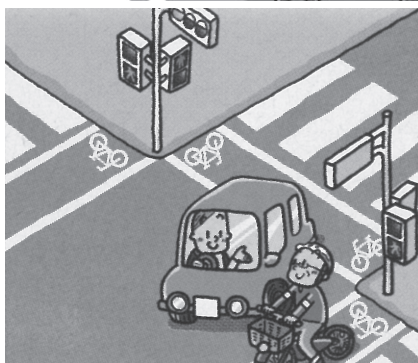




曾根崎交通安全協会  
 曾根崎自家用自動車部会  
 〒530-0027  
 大阪市北区堂山町1-5  
 三共梅田ビル6階611号室  
 TEL (06) 6315 - 8505  
 FAX (06) 6315 - 8506  
 制作・印刷 (株)タップハウス

# 平成28年 春の全国交通安全運動

**実施期間** 平成28年4月6日(水)から4月15日(金)までの10日間



## (運動の基本)

子どもと高齢者の交通事故防止

## (全国重点)

- 自転車の安全利用の推進
- 後部座席を含めた全ての座席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

## (大阪重点)

- 交差点における交通事故防止

## スローガン

- ゆっくりと まな一を乗せて ふむペダル
- カチッとね ベルトが守る その笑顔
- しんごうが あおでもよくみる みぎひだり

## 安全運転講習会のお知らせ

右記の通り安全運転講習会を開催致します。

- (注) 1. 当日 菅北福祉会館が使用出来ないときは、会場を菅北小学校に変更します。  
 2. 受講者には「安全運転講習済シール」を交付します。受講記録カードを持参して下さい。  
 3. 「受講記録カード(1部21円)」は、会場受付にも用意しています。

| 月 日(曜)   | 場 所          | 時 間                                   |
|----------|--------------|---------------------------------------|
| 3月28日(月) | 曾根崎警察署6階会議室  | 受付<br>午後6時00分～<br><br>講習開始<br>午後6時30分 |
| 3月29日(火) | 菅北福祉会館(注 参照) |                                       |
| 3月30日(水) | 北区民センター2階ホール |                                       |

## 春の全国交通安全運動の行事

| 行 事 名             | 日 時                  | 場 所         |
|-------------------|----------------------|-------------|
| 高齢ドライバー講習         | 3月31日(木) 13:00～15:00 | コミュニティプラザ   |
| 北天満お花見会           | 4月 3日(日) 11:00～11:30 | 旧天満小学校      |
| ちゃやまち交通安全キャンペーン   | 4月 7日(木) 13:00～14:30 | MBSちゃやまちプラザ |
| 小学校通学路指導          | 4月11日(月) 登下校時        | 扇町・菅北小学校    |
| 区役所前交差点事故防止キャンペーン | 4月11日(月) 10:00～11:00 | 区役所前交差点     |
| 樋之口町自転車事故防止キャンペーン | 4月12日(火) 16:00～17:00 | 樋之口町交差点     |
| 反射材貼付キャンペーン       | 4月15日(金) 14:00～15:00 | ディーズスクエア    |

筆者は、飲酒運転のうえ交通死亡事故を起こし、交通刑務所服役者ですが、人の命を奪った直後の人の心の動揺、被害者、加害者家族の心境まで言及し、車社会に、交通ルール的重要性を呼び掛けています。

非常に貴重な体験手記です。

### 交通刑務所服役者の手記

## ライン ルールという境界線

T・S 建設業(39歳)

私たちが生きるこの社会には、「ルール」という名の境界線(ライン)が存在します。

このラインを踏み越えた者は、全て「犯罪者」となります。例え踏み越えた理由が過失であっても故意であっても、その瞬間から悲しみの連鎖が始まるのです。

多くの人にはこのラインが見えているはずですが。私にも見えているつもりでした。あの日までは……。

その年の9月、当日は久しぶりに会った友人数人と飲みで車が出かけました。懐かしさも手伝って話が弾み、ついお酒の量も普段の量を超えていました。もっともこの時間を楽しみたい。そんな思いから時間を気にすることもありませんでした。やがて夜も遅くなり、このままでは飲酒運転になるので帰れない、と考えた私は自車の中で朝まで眠ることにしました。目が覚めたときにはそれほど酔った感じもなく、「頭も体も大丈夫。これなら帰れるだろう」と判断し、家に帰ることにしました。

車の運転を始めてから19年間、無事故無違反であったことが無駄な自信につながってしまっていたのかもしれませんが。「このくらいなら今まで何事もなかったから大丈夫。早朝で人通りも少ないから大丈夫。いつも通っている道だから大丈夫」と知らず知らずのうちに自分に言い聞かせていたのです。

家まであと数分と言うところまで来たときの事です。左の側道から自転車が勢いよく飛び出してきたのを視界の隅にとらえ、急ブレーキをかけてハンドルを右に切りました。すぐにフロントガラスに「ドン!」という音とともに無数のヒビが走り、強い衝撃を感じたあと車が止まりました。気がつけば車の前に人が倒れているのが見えました。訳も分からないままに救急車を呼び、道路に横たわる被害者の方にずっと声をかけ続けました。しかし、全く反応がありませんでした……。

救急車が到着するころには、周辺住民をはじめ、被害者のご遺族の方々、私の両親も駆けつけていました。私は何とも言えない気持ちを抱えたまま、ただただ呆然と一人ひとりの顔を見回していました。

世界が一瞬にして変わった感じがしました。あのハンドルの衝撃、割れたフロントガラス、横たわった被害者の方の顔。そしてただ立ち尽くすばかりの人たちに囲まれたあの時の情景は今でも何度も何度も蘇ってきます。

私はその場で現行犯逮捕され、手錠をかけられました。「ガチャリ」という音に加え、金属の冷たさがルールという一線を越え犯罪者となってしまったことを実感しました。両親の目の前で手錠をかけられた私は「ごめんね、ごめん

ね……」と震える声で伝えることしかできませんでした。

父は一言、「何も心配するな。後のことは全部やるから。すぐに会いに行くから待っている」と言ってくれました。

警察署での取調べ中に被害者の方が亡くなられたことを知らされた私は、目の前が真っ白になり、何も考えられなくなりました。これから自分はどうなるのか、どうしたらよいのか、不安が大きくなる中で思い浮かんでいたのは亡くなられた被害者の方の顔だけでした。

裁判の結果、自動車運転過失致死罪、道路交通法違反の罪で懲役2年4月が言い渡された私は今、市原刑務所で反省の日々を送っています。受刑生活の中では被害者について考えたり、飲酒運転の再犯防止について学ぶ機会が与えられています。そうした刑務所での教育を通じて私は自分の罪を反省し、ルールを守ることの大切さや命の尊さを改めて感じています。

私の罪は「事故」ではなく、「事件」なのです。その被害は、水面に広がる波紋のようにどんどん広がります。どれだけの人にどれだけの迷惑をかけ、辛く苦しい思いをさせてしまったのでしょうか。私の両親はどんな気持ちで被害者の方のお通夜、ご葬儀に参列し、ご遺族の方々に謝罪をしたのか。被害者ご遺族の方々は今、どんな気持ちで今日という日を過ごしていらっしゃるのでしょうか。

出所後、お許しをいただくことができるならばご遺族の皆様と直接お会いして心から謝罪させていただきたいと考えています。今はただ、毎日の中で本件後に両親のしてくれたことに感謝し、被害者の方やご遺族の方々に本当に申し訳なく思い祈るばかりです。

ご遺族の方々には示談に応じていただき、大変感謝しております。しかし、当然ながらこれで全てが終わったわけではありません。受刑生活を終え、社会復帰してからが本当の償いの始まりだと自覚しております。どんなに辛く苦しくても、どんな言葉をかけられようと自分が犯した罪から逃げることなく、全てを受け止めて生きていくことが、私のなすべきことなのだと思います。私が今回のなすべき謝罪・償いにも終わりがあってはならないと考えます。

今あなたには「ルール」の境界線が見えていますか？

あなたにとって大切なもの、大切な人たちのことを思い浮かべることができれば、きっとあなたもこのラインが見えてくるはずです。もうこれ以上、車を凶器に変えて大切な命、かけがえのない命を奪うようなことが続いてはいけません。

**トラフィック クイズ**  
**Traffic Quiz**

□の中へ○か×でお答え下さい。

- 問題1 交差点又はその直近で、横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断している時、その歩行者の通行を妨げてはならない。 ☐
- 問題2 車両等が徐行すべき場所には、左右の見通しがきかない交差点、道路のまがりかど付近、のぼり坂の頂上付近等で、勾配の急な下り坂は徐行しなくても良い。 ☐
- 問題3 高速自動車国道等における自動車の通行方法の特例であるが、自動車の運転者は、冷却水不足であることを認識していたが、大丈夫と判断し運行中、冷却水不足が原因で運行できなくなった。燃料不足の場合には罰則があるが、冷却水の場合は罰則がない。 ☐
- 問題4 高速自動車国道等における自動車の交通方法の特例であるが、最低速度は、50キロメートルである。 ☐
- 問題5 高速道路で故障し、路肩等に自動車を停車させた場合、停止表示器材を後続車の運転者から見えやすい場所に表示しなければならないと道路交通法に定められている。ただし、当該車両に積んでいない場合は、発煙筒を点灯すれば違反にならない。 ☐

⇒ 答えと解説は、P4にあります。

前回、「協会だより179号」では、安全運転管理者の選任届等について掲載させていただきましたが、今回は「安全運転管理者の業務」について掲載させていただきます。

## 安全運転管理者の業務

### (1)法的根拠

道路交通法第74条の3第2項には、

**安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な、当該使用者の業務に従事する運転者に行う交通安全教育、その他自動車の安全な運転に必要な業務で内閣府令で定めるものを行わなければならない。**

同条3項には、

**前項の交通安全教育は、第108条28第1項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。**

と定められている。

### (2)内閣府令

道路交通法施行規則(内閣府令)第9条の10には、安全運転管理者の業務について定められている。

その内容は、

#### ① 運転者の運転適性等の把握(同条1項)

運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに、法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講じること。

#### ② 自動車の運行計画の作成(同条2項)

最高速度違反行為、過積載、過労運転、放置駐車違反等の防止、その他安全な運転確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。

#### ③ 交替運転者の配置(同条3項)

長距離運転、夜間運転に従事させる場合、疲労等により安全運転を継続することが出来ないおそれがあるときは、予め交替運転者を配置すること。

#### ④ 異常気象天災時の指示(同条4項)

異常気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生じるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講じること。

具体的には、管理者と運転者の連絡方法の確保、雨天・氷結・降雪等の場合、運転の継続、待機・中止等、危険回避の必要な対策を講じること。

#### ⑤ 運転前の点呼(同条5項)

自動車の始業前点検の実施、飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転が出来ないおそれの有無を確認し、安全運行の確保をするための指示。

#### ⑥ 運転日誌の備え付けと記録(同条6項)

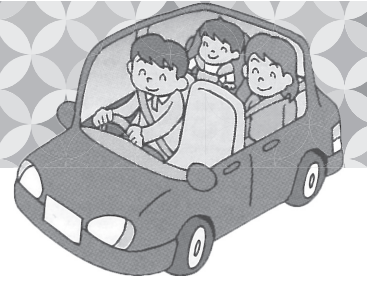
運転日誌を備え付け、運転者自らに、運行時間、経路(距離)等について記録させる。

#### ⑦ 運転者に対する安全運転指導

運転者に対し、運転技能、知識、その他安全な運転を確保するために必要な事項について指導を行うこと。

## 無料! 自動車運転適性診断

無料の自動車適性診断を受けてみませんか。



### 【適性診断の内容】

#### ① 単純反応検査

運転に必要な基本的な反射動作能力の検査で、反応の早さ、反応の正確さ、反応のバラツキを検査します。

#### ② 選択反応検査

状況の変化に対する検査で、反応の早さ、反応の正確さ、反応のバラツキを検査します。



#### ③ ハンドル操作検査

注意力とその持続性、ハンドル操作の巧みさの検査で、追従の早さと正確さ、練習効果、注意の配分を検査します。



#### ④ 注意配分・複数作業検査

注意の集中と分散機能の検査で、周辺誤反応、反応の早さ、反応のバラツキ、ハンドル操作を検査します。

### 【適性診断実施場所】

(一社)大阪府自家用自動車連合協会

大阪市中央区大手通1-1-11

### 適性診断申し込み要領

当、交通安全協会へ電話で申し込んで下さい。

**TEL 06-6315-8505**

### トラフィック クイズ Traffic Quiz 答え

- 問題1 ○ 道路交通法第38条の2(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)  
車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。  
罰 則 道交法119条第1項第2号の2(三月以下の懲役又は5万円以下の罰金)  
反則金 普通車 9千円 2点
- 問題2 × 道路交通法42条(徐行すべき場所)  
同条2項に「勾配の急な下り坂を通行するとき」と明確に定められている。  
罰 則 道交法第119条第2項 10万円以下の罰金  
反則金 普通車 7千円 2点
- 問題3 × 道路交通法第75条の10(自動車運転者の遵守事項)  
自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原動機のオイルの量…と定められている。  
罰 則 道交法119条1項第12号の三(三月以下の懲役又は5万円以下の罰金)  
反則金 普通車 9千円 1点
- 問題4 ○ 道路交通法施行令27条の3(最低速度)  
法第75条の四の政令で定める最低速度は50キロメートル毎時とする。と定められている。  
罰 則 5万円以下の罰金
- 問題5 × 道路交通法第75条11(故障等の場合の措置)の違反となります。  
同法には、故障その他の理由により本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線等において自動車を運転することが出来なくなった時は、政令で定める表示をしなければならない。  
罰 則 5万円以下の罰金 故障車両表示義務違反  
反則金 普通車 6千円 1点  
道路交通法施行令第27条の6(自動車を運転することができなくなった場合の表示の方法)  
道路交通法施行規則第9条の17、同法9条の18 (昼夜間の停止表示器材)